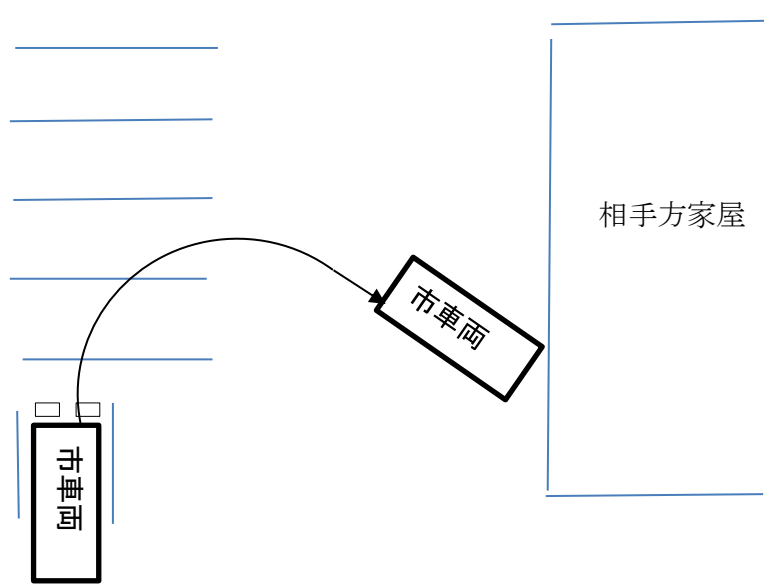


専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和6年10月23日（水）午後1時50分頃
- 2 事故発生場所 加古川市野口町野口769番1
- 3 損害賠償の相手方 大阪市北区天満4丁目5番3号
中井総合事務所株式会社
代表取締役 中井 周治
- 4 事故の概要 市公用車が駐車場で発進した際、相手方の家屋に接触し、家屋の一部を損傷した。
- 5 損害の程度 相手方 物的損害 壁面、雨樋、エアコン排水管
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0
専決日：令和7年3月25日 示談成立日：同年3月25日
- 7 損害賠償の額 235,000円
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金235,000円については、本市と公益社団法人全国市有物件災害共済会との共済委託契約に基づき、同会より相手方に支払われる。

事故発生状況

事故現場における 市車両と相手方を 図示してください。	施設 駐 車 場 
上記図の説明を記入	車止めがあることを失念して前進し、車止めを乗り越えたことにより車体の バランスを崩した。その結果、ブレーキを踏むのが遅れ、相手方家屋の壁 等に衝突したもの。